

神戸山城プロジェクト企画広報業務仕様書

神戸市文化スポーツ局文化財課

1. 業務名(件名)

神戸山城プロジェクト企画広報業務

2. 契約期間

契約締結日から2027年3月31日まで

3. 業務目的

本市は、市内に存在する600件近い指定等文化財をはじめとした多くの文化財の保護に努めている。文化財の修理などの保存に関する取り組みに加え、ホームページ・SNS等で文化財の紹介や、文化財の公開など様々な活用事業を通じて幅広い世代に文化財に対する理解を深めていただく取組を行っている。

神戸市には北区・西区を中心に丘陵や山中に中世の城である山城が70程度存在しているが、建物や石垣がないため、一般的には認識されていない。

そこで、令和8年度から「山城プロジェクト」を立ち上げ、現地を整備し山城の保全と活用を図るとともに、兵庫県が管理・運営する既存の山城ARアプリ『西播磨の山城へGO』に新たに神戸市内の山城を掲載し活用することで、神戸の山城をPRしていく。

本業務は、山城ファンはもちろんのこと、山城を知らない方が思わず知りたくなる、行ってみようと思いたくなるような情報発信を行い、その積み重ねによって最終的には神戸市の文化財のファンを増やしていくことを目的とする。

4. 業務概要

「山城プロジェクト」の趣旨を踏まえ、山城ARアプリ『西播磨の山城へGO』の認知度向上及び利用促進を図るとともに、山城への来訪を促進する取り組みを提案すること。

また、提案内容には、山城への興味・関心を高めるとともに、神戸の魅力を構成する重要な歴史資源としての山城の価値を感じることができる要素を盛り込むこと。

(ア) 業務内容

①ターゲットの設定

ターゲットとなる対象者層(年齢層、居住地、興味関心等)を設定し、その設定理由を示すこと。

また、設定したターゲットに向けて、次の②～④に関する業務内容を提案すること。

②ARアプリ「西播磨の山城へGO」の認知度向上

・山城を3DCGで再現するARアプリ「西播磨の山城へGO」には、2028年度までに、神戸市内の5つの山城の情報を掲載する予定である。

・本アプリの認知度向上を図るとともに、その利便性や楽しみ方を効果的に伝える企画を提案すること。

・なお、本アプリには、2026年現在、神戸の山城の第1弾として、滝山城を公開している。このため、本業務では、滝山城に関するPRを中心に行うこと。

(参考:2026年度は、滝山城(8月末)、高畑城、丹生山城(3月末)を追加し、2028年度までに計5つの山城を掲載予定)

③山城への行き方、及び見どころの紹介

・アプリの機能も活用しながら、山城への来訪者増加に資する効果的な取組を提案すること。

・動画による紹介を提案する場合は、活用する媒体(YouTube、デジタルサイネージ等)の特性に応じて、適

切な形式、サイズ及び放映時間を提案すること。

④その他、事業者が提案する内容

・上記②及び③のほか、山城への興味・関心を高めるために効果的と考える独自の提案を行うことができる。なお、本項目の提案は任意であり、別途、委託料を確保するものではない。

(イ) 留意事項

① 山城プロジェクトに関する下記の課題及び目的を達成できるような事業展開を提案すること。

【課題】

- ・神戸市北区・西区を中心に「山城」は伝承地も含めておよそ70程度存在する。実態が不明のものが多く、また、現地には堀などはあるが、石垣のようなわかりやすい痕跡もなく、多くは山林の中で、一般の人にはわかりにくい。
- ・既存の山城ARアプリ『西播磨の山城へGO』は、現状、西播磨地域の山城を中心に紹介しているものであり、今回新たに神戸市内の山城を掲載する。このため、神戸市をはじめ、西播磨以外の地域での認知度は十分ではない。

【目的】

- ・3DCG及びARによる復元をはじめとした整備をすることで、文化財としての「山城」の認知度を向上させ、観光誘客につなげる。
- ② WEB上での取り組みだけでなく、紙媒体の活用や店舗での展開など、設定するターゲットに応じて効果的と考える取り組みを提案すること。
- ③ アプリの広報用チラシについては、別業務で発注済。

5. 成果物

(1)本業務による制作物等(データおよびDVD納品、現物等)

- ・電子媒体の提出の際には、電子納品チェックシステム等によるチェックを行ってエラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを実施した上で提出すること。なお、電子納品に係る費用は、諸経費に含む。
- ・すべての権利を神戸市に譲渡すること。
- ・成果物の制作状況や途中経過を随時本市に報告すること。

(2)本業務の実施状況報告書

2部(紙及びデータで1部ずつ)

(3)納品場所

神戸市文化スポーツ局文化財課(神戸市中央区加納町6丁目5番1号神戸市役所1号館)

6. 留意事項

(1)著作権の帰属

本業務により作成された成果物等の著作権は、本市に帰属するものとする。

(2)秘密の順守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(3)記載外事項

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、本市と受託者とが協議し

て定めるものとする。

(4)第三者の権利侵害

受託者は本市に対し、納品する成果物が第三者の特許権、著作権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害しないことを保証すること。

(5)費用負担

本業務受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(6)その他

以下の事項を含む成果物を制作することは認めない。

- ・公序良俗に反する恐れのあるもの
- ・違法行為又は違法行為を煽る内容に関するもの
- ・人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- ・誹謗中傷を含むもの
- ・わいせつな内容を含むもの
- ・業務上知りえた秘密や個人情報に関するもの
- ・政治性のあるものや選挙に関係するもの
- ・宗教性のあるものや迷信、非科学的なものに関するもの
- ・社会問題又は係争中の案件についての主義主張にかかるもの
- ・その他社会通念に照らして市が不適当と認めるもの